更生手続における包括的禁止命令

平成２４年（ミ）第１９―２１号

東京都港区高輪２丁目15番21号
開始前会社　ワシ興産株式会社
福井市宝永４丁目３番１号三井生命福井ビル８階
開始前会社　ワシマイヤー株式会社
福井市宝永４丁目３番１号
開始前会社　株式会社アサヒオプティカル
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
２　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
３　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）
平成24年10月26日
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における保全管理命令

平成２４年（ミ）第１９―２１号

東京都港区高輪２丁目15番21号
開始前会社　ワシ興産株式会社
福井市宝永４丁目３番１号三井生命福井ビル８階
開始前会社　ワシマイヤー株式会社
福井市宝永４丁目３番１号
開始前会社　株式会社アサヒオプティカル
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都中央区日本橋３丁目２番９号三晶ビル５階　弁護士　新保　克芳
平成24年10月26日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２４年（再）第１号

沖縄県中頭郡北中城村字島袋1353番地
再生債務者　久場兼一郎
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　那覇市泉崎２丁目３番８号　ロイヤルハイツ泉崎303　のぞみ法律事務所　弁護士　金高　　望
平成24年10月23日
那覇地方裁判所民事第３部

再生手続開始

平成２４年（再）第３号

北九州市八幡西区三ケ森３丁目４番８号
再生債務者　株式会社飯野工務店
代表者代表取締役　飯野　裕子
１　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月26日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年12月25日から平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

決議に付する決定

平成２４年（再）第１号

宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折410番地６
再生債務者　株式会社もくみ
１　決議に付する計画案　平成24年10月15日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成24年11月27日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年11月13日
平成24年10月23日　　宮崎地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第４号

和歌山県橋本市東家１丁目２番24号、開始決定時の本店所在地大阪府堺市中区陶器北255番地１
再生債務者　株式会社宮内組
１　決議に付する再生計画案　平成24年10月10日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年12月19日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年12月５日
平成24年10月25日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第１９号

大阪府和泉市テクノステージ３丁目９番20号
再生債務者　株式会社愛和
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年10月25日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画変更認可

平成２０年（再）第８号

兵庫県篠山市今田町市原636番地
再生債務者　太陽舗道株式会社
１　主文　本件再生計画変更を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会において可決された本件再生計画変更には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年10月25日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第１号

群馬県高崎市新町1278番地３
再生債務者　株式会社関永工業
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　群馬県高崎市本町172　坂本正樹法律事務所　弁護士　坂本　正樹
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年10月25日　前橋地方裁判所高崎支部

再生手続終結中更正

平成２０年（再）第１０号

福岡市東区箱崎６丁目18番12号
再生債務者　株式会社インベスト
１　主文　当裁判所が平成24年９月26日にした再生手続終結決定中、再生債務者の住所が「福岡市中央区大名１丁目14番45号」とあるのを、「福岡市東区箱崎６丁目18番12号」と更正する。
２　決定年月日　平成24年10月10日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第５６号

栃木県宇都宮市御幸ケ原町36番地39　グリーンハイツ三澤パート６―A201
再生債務者　赤羽　治巳
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月13日まで
４　一般異議申述期間　平成24年11月27日から平成24年12月５日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再イ）第５７号

栃木県日光市中央町34番地２
再生債務者　深谷　篤子
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月13日まで
４　一般異議申述期間　平成24年11月27日から平成24年12月５日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再イ）第３２７号

札幌市西区二十四軒３条６丁目１番23号　開発局官舎ＲＣＣ棟104号
再生債務者　小田　正則
１　決定年月日時　平成24年10月26日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月16日まで
４　一般異議申述期間　平成24年11月30日から平成24年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３３７号

札幌市西区八軒５条東３丁目２番17号　セントチュリー八軒202号
再生債務者　河上裕美子
１　決定年月日時　平成24年10月26日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月16日まで
４　一般異議申述期間　平成24年11月30日から平成24年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部